

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2017年2月16日
東村山市議会議長様

議席番号 13 番
質問者 大塚恵美子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>原発事故被害者への支援の打ち切りについて</p> <p>東京電力福島第一原発事故は、まもなく6年が経過するが、いまだ「緊急事態宣言」は解除されないままであり、収束の見通しが立たず、多くの人たちが避難を継続している。</p> <p>「原発事故子ども・被災者支援法」は機能せず、国は住民の意向を無視し、強引に早期に避難指示区域の解除、帰還促進の政策を進めている。</p> <p>被曝に関する悩みや健康に関する不安を語るができないまま、福島県からの避難者は2016年12月時点で約83000人（県内に約43000人、県外に40000人）とされ東京都内には5200人が避難されている。</p> <p>とりわけ、自主的避難者（区域外避難者）の住宅支援や賠償の打ち切りにより、避難者の生活確保が懸念される。</p> <p>基礎自治体にできることは何かを考え、以下質問をする。</p> <ol style="list-style-type: none">市内の避難者の状況について伺う。<ol style="list-style-type: none">部署はどこが担当し、状況把握はどのように行っているか。避難者の人数、世帯数は。公営住宅（都営、市営、国家公務員住宅）、民間賃貸住宅など、どのように住まいを確保しているか。市が行ってきた避難者への独自支援はどのようなものか。また、悩みや課題（住まい、子育て、母子避難、就職、健康被害など）などの実態をどのように受け止めてきたか。災害救助法に基づく「借上げ住宅制度＝みなし仮設住宅」とは何か、

および避難先自治体の役割とは何か。

4. 1月10日から2月10日まで、東京都と福島県によって住宅に関する意向調査のための避難者への戸別訪問が行われたと聞く。どのように確認、把握をしているか。
5. 県外避難者において4月以降の住まいが未確定の避難者が全体比で70%とされる。3月末に打ち切りとなる「借り上げ住宅制度」の住宅無償支援は、都道府県の判断にばらつきがあるが東京都など各都道府県が独自支援策を打ち出している。計画されている東京都の支援のしくみや都営住宅優先枠応募など、現状や課題について伺う。
6. 東京都の予算が発表され「東日本大震災の被災地・被災者支援」として14億円が計上されている。以下のうち市内で活用する意思・計画のあるものは何か。

「都内避難者の経済的支援 6億円」	
都営住宅、国家公務員住宅、公社住宅等	3. 15億円
民間賃貸住宅	1. 6億円
就学支援	0. 49億円
私学に通う児童生徒への支援	0. 61億円
「都内避難者の生活支援 1. 2億円」	
避難者交流会、相談窓口の設置	3. 3千万円
孤立化防止の戸別訪問など	8. 8千万円
7. 住宅確保は切実な課題だ。都営住宅にはある程度の支援が独自に実施されても、要件が厳しい。公営住宅、民間賃貸住宅（民間借上げ住宅）などに住まう避難者の個別の救済、生活再建はどのように行うか。
8. 避難当事者の児童、生徒への支援は行われているか、就学援助、児童クラブ入所、いじめなどの把握は充分されているか。
9. 福島第一原発を視察されたと聞く。帰還も転居も困難な「住まいが決まらない避難者」の個別把握と伴走支援についての考えを含め、総括的に避難者支援について市長に伺う。

2 男女共同参画の実効性について

東村山市では「第3次男女共同参画基本計画（案）」が公表され、パブリックコメントが1月に実施された。

東京都でも「第5期東京都男女平等参画審議会」によって「女性活躍推進計画策定に当たっての基本的考え方」と「配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方」が1月に出され、今後パブリックコメントが実施されることになる。

女性活躍推進法に影響を受けざるを得ず、前面化となる今回の基本計画（案）であることは本市でも東京都でも同様だ。東京都では、この法案により従来の男女平等参画の基本計画とは構成を大きく変えていて、大前提の「男女平等」の看板が飛びそうな気配だ。

横断的な全庁体制による東村山市における今後の基本計画策定および実施と捉え、質問する。

1. 「第3次男女共同参画基本計画（案）」のパブリックコメントの実施状況、参加状況、意見のとりまとめなどの進行と策定状況を伺う。

2. 「東村山市男女共同参画推進審議会」が9月に出した「第3次男女行動参画基本計画の基本的な考え方について」では、「おわりに」の項目で、「男女共同参画意識が未だ浸透しているとは言い難い現状がある」とされ、「なによりも男女共同参画という言葉自体を、広く市民に意識付けしていくべきであり」と記されている。

当市では、男女共同参画の担当所管の名称が「市民部市民相談・交流課」であることが「意識の浸透や言葉自体の意識付け」にそぐわないように感じる。「男女共同参画」の看板が「消滅」してしまった経過と評価について伺う。

3. 基本計画の考え方に「あらゆる分野における女性の活躍」や「すべての人が自分の生き方を自由に選択でき」とあるが、この基本の実効を可能にすることができるのだろうか、考えを改めて伺う。

4. 「育児と介護のWケア」については、市役所における育児休暇、介護休暇を取得した男性の割合を「第1次基本計画」が施行された年からの推移で伺う。

5. 「ひとり親家庭への支援」は子どもの貧困と切り離せず、負の連鎖を防がなくてはならない。足立区では「ひとり親相談室」を設置し、きめ細かな体制を整備し好評と聞くが、支援の具体性をどのように考えるか。
6. 「DV 防止基本計画」や「ダイバーシティ」の分野では、デートDV についての高校への出張講座やLGBTを知る講演会開催を評価したい。同様に「いのちの教育」では、いくつかの小学校で実施された赤ちゃんとのふれあいや、多様な性自認（LGBT）や性教育の講座が設けられるべきではないだろうか。実行に向けた工夫と考えを伺う。
7. DV から逃れシェルターを利用した件数は9417人、相談センターや警察へのDV相談は年間17万件を超えている。「DV 防止基本計画」について、市内におけるDV被害者の数の推移を伺う。また関係機関との連携システムの構築があげられているが、シェルターや性暴力救援センター（SARC）などとの広域連携は有効に行われているか。
8. 国会の議連で議論されている「親子断絶防止法」だが、とりわけ強制的な面会交流について、DV被害者やシングルマザー家庭など当事者からの訴えやDV被害の実態を知ることにより大きな懸念を感じている。DV被害者支援からみてどのように考えるか伺う。
9. 日本の男女格差指数（GGGI）は145カ国中111位、女性議員比率は190カ国中154位だ。国会では超党派の議連による「クオータ法案＝政治分野における女性の参画と活躍推進法案」が議論され自民党公明党案が主流となる動きがつかられ、一定の評価をする。
ようやく市議会でも女性議員比率が40%を超え、市役所でも女性管理職が10.1%になった。女性管理職を増やすことに関し、課題の解決に向け実践されたことは何か、またこれからのポジティブアクションの具体性、実効性について伺う。